

番号単価の算定について

平成 18 年総務省告示第 429 号に定める方法に従い、以下のとおり、平成 19 年 1 月から 12 月までの算定対象電気通信番号に適用する番号単価を算定する。

1 平成 19 年 1 月から 6 月までの算定対象電気通信番号の数に適用する番号単価の算定

(1) 合算番号単価の算定

		金額
(ア) 適格電気通信事業者の補てん 対象額の合計	NTT 東日本	7,579,243,093 円
	NTT 西日本	7,598,698,622 円
	計	15,177,941,715 円
(イ) 支援機関の支援業務に係る費用の額		123,536,000 円
(ウ) 合計		15,301,477,715 円
(エ) 直近の算定対象電気通信番号の数		179,209,533 番号
(オ) 適用を開始する月から最終算定月と見込まれる 月までの月数		12 月
(カ) 合算番号単価 (/ 月・番号)		7.1152640240 円

(2) 合算番号単価の端数処理について

合算番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号において、原則として、整数未満について四捨五入することとされていることから、整数未満を切り捨て、7 円 / 月・番号とする。

(3) 適格電気通信事業者ごとの番号単価の算定

A. NTT 東日本に係る番号単価

		金額
(ア) 合算番号単価 (/ 月・番号)		7 円
(イ) NTT 東日本の補てん対象額		7,579,243,093 円
(ウ) 補てん対象額の合計		15,177,941,715 円
(エ) NTT 東日本に係る番号単価 (/ 月・番号) [= (ア) × ((イ) ÷ (ウ))]		3.4955135978 円

B . N T T 西日本に係る番号単価

	金 額
(ア)合算番号単価 (/ 月・番号)	7 円
(イ) N T T 西日本の補てん対象額	7,598,698,622 円
(ウ) 補てん対象額の合計	15,177,941,715 円
(I) N T T 西日本に係る番号単価 (/ 月・番号) [= (ア) × ((イ) ÷ (ウ))]	3.5044864022 円

(4) 番号単価の端数処理について

番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って、小数点以下 8 位未満について原則四捨五入により端数処理を行うこととし、N T T 東日本及び N T T 西日本に係る各番号単価は、以下のとおりとする。

- ・ N T T 東日本に係る番号単価 : 3.49551360 円
- ・ N T T 西日本に係る番号単価 : 3.50448640 円

2 平成 19 年 7 月から最終算定月の前月までの算定対象電気通信番号の数に適用する番号単価 (修正番号単価) の算定

平成 19 年 4 月に、平成 18 年総務省告示第 429 号に従い、番号単価を修正し、平成 19 年 7 月から最終算定月の前月までの間に適用する修正番号単価を定める。

(1) 修正合算番号単価の算定

修正合算番号単価

$$\begin{aligned}
 &= (\text{適格電気通信事業者の補てん対象額の合計額} \\
 &\quad + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額} \\
 &\quad - \text{支援機関徴収予定額の合計額} \\
 &\quad - \text{支援機関徴収予定額に対応した適格電気通信事業者の算定自己負担額の合計額} \\
 &\quad - \text{合算番号単価} \\
 &\quad \times \text{直近の算定対象電気通信番号の総数} \\
 &\quad \times \text{支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数に係る最後の月の翌月から修正番号単価の適用を開始する月の前月までの月数}) \\
 &\div \text{直近の算定対象電気通信番号の総数} \\
 &\div \text{修正番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数に係る月から}
 \end{aligned}$$

最終算定月と見込まれる月までの月数

(2) 修正合算番号単価の端数処理

修正合算番号単価については、平成 18 年総務省告示第 429 号に従い、原則として、整数未満を四捨五入する。ただし、負担金の徴収期間及び算定対象電気通信番号の総数の増減の見込みを勘案して必要があると認められるときは、当該端数を切り捨て又は切り上げることとする。

(3) 修正番号単価の算定

各適格電気通信事業者の修正番号単価

= 修正合算番号単価

× (各適格電気通信事業者の補てん対象額

+ 支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額

- 当該適格電気通信事業者に係る支援機関徴収予定額

- 当該適格電気通信事業者に係る支援機関徴収予定額に対応した当該適格電気通信事業者の算定自己負担額

- 当該適格電気通信事業者の番号単価

× 直近の算定対象電気通信番号の総数

× 支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数に係る最後の月の翌月から修正番号単価の適用を開始する月の前月までの月数)

÷ (適格電気通信事業者の補てん対象額の合計額

+ 支援機関の支援業務に係る費用の額

- 支援機関徴収予定額の合計額

- 支援機関徴収予定額に対応した適格電気通信事業者の算定自己負担額の合計額

- 合算番号単価

× 直近の算定対象電気通信番号の総数

× 支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数に係る最後の月の翌月から修正番号単価の適用を開始する月の前月までの月数)

(4) 修正番号単価の端数処理について

修正番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って、小数点以下 8 位

未満について原則四捨五入により端数処理を行う。

なお、NTT東日本の番号単価とNTT西日本の番号単価の合計値が合算番号単価に一致しない場合には、(ア)番号単価の大きい方、(イ)番号単価が同額の場合には補てん対象額の大きい適格電気通信事業者の単価、の順に調整する。

3 最終算定月の算定対象電気通信番号の数に適用する番号単価について

最終算定月における接続電気通信事業者等への負担金の徴収に用いる番号単価は修正番号単価とする。

修正番号単価に最終算定月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額に算定規則第27条第1項ただし書きの規定による額を控除して残余が生じる場合には、翌年度の負担金及び番号単価の額の算定に充てることとする。

4 番号単価の公表

次により番号単価及び算定方法等を公表のこととしたい。

報道発表

協会ホームページへの掲載

協会掲示板等への掲示

関係電気通信事業者への通知

パンフレット、その他